

第八十二回 参議院 法務委員会 會議録 第五号

昭和五十二年十一月二十二日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

十一月十八日

辞任

案納 勝君

十一月二十一日

辞任

宮本 頼治君

十一月二十二日

辞任

鳩山威一郎君

藤田 正明君

下田 京子君

補欠選任

安永 英雄君

補欠選任

下田 京子君

補欠選任

林 寛子君

堀江 正夫君

宮本 頼治君

中尾 辰義君

大石 武一君

八木 一郎君

寺田 熊雄君

中野 明君

河本嘉久蔵君

斎藤 十朗君

高橋 蒼富君

林 寛子君

堀江 正夫君

山本 富雄君

安永 英雄君

橋本 敦君

宮本 頼治君

円山 雅也君

国務大臣

政府委員

内閣総理大臣 福田 赳夫君
法務大臣 瀬戸山三男君

内閣法制局第一部長 茂串 俊君
警察庁警備局長 三井 脩君
法務大臣官房長 前田 宏君
法務省刑事局長 伊藤 榮樹君

本日の會議に付した案件

○航空機強取等防止対策を強化するための関係法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中尾辰義君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

航空機強取等防止対策を強化するための関係法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○大石武一君 今日までハイジャック防止のための強化の法律案が提案されました。いろいろと審議をしまして、最終の段階を迎えております。そのいろいろな議論の中で、やはり国民全体が一致結束してこれに対処するという心構えがきわめて大事であるというお考えが広く出されております。これは当然なことでございます。しかし、国民がそのような一致結束してこのハイジャックを防止しようとする懸命な努力をするためにはやはり政府が確固たる方針を持って、国民にその方向を示すことがきわめて大事だと考えます。そういう点から政府のお考えをひとつ国民に明確に示していただきたいと思います。あえて二、三の質問を申し上げる次第でございます。あるいはその中ではいまさらそんなことをとか、あるいは少し失礼だと思われる点があるかもしれませんが、

それはお許しをいただいで、ひとつ明確な御答弁をお願いいたします。

総理は今日提案されておりますこのハイジャック防止強化の法律案や、通常国会に予定されております法案を通してハイジャックを防止される体制を整えられるわけでございますが、それらの法律案だけで十分に対策ができるとお考えでしょうか。

○国務大臣(福田赳夫君) ハイジャック再発防止、これは私は政府の今回のハイジャック事件、これに対する処置として、これは最大の責任事項であると、こういうふうなふうに思っております。私は、かねてから鉄は熱いうちに打たなければならぬと、こういうことを申し上げておるわけでありまして、政府部内においてできること、これは着実にいま進行させております。しかし、同時に法的な措置を待たなければならぬ問題もあつて、ただいまお願いをいたしておる。それからさらに国際的な協力を求めなきゃならぬ面が多々あるわけでございます。これらにつきまして、いま諸外国に対して鋭意話し合いを進めておる、こういうことでありまして、法律、これはもとより大事でございますけれども、これだけで事が終われりという性格のものではありません。

○大石武一君 いまの国内の体制並びに国際的ないろいろな協力、こういうことについていままで十分議論し尽くされました。そういうことに対してやはり政府が断固として日本の法律を守り、世界人類の生命を守るといふ断固たる決意のもとに、この問題に対処されるという御決意と思いたすが、いかがでございますでしょうか。簡潔にひとつお願いいたします。

○国務大臣(福田赳夫君) 全く御所見のとおりでございます。今回の事件につきまして、その処理の仕方をめぐりましていろいろ議論もあつたけれども、私どもは政府の最大の責任は、今後再びこういう非人道的な事件が起こらない、これを保障するための万全の対策をとることにある、またそれをとる決意でございます。

○大石武一君 よくわかりました。それでは今後このハイジャック防止につきまして、政府は不転の決意と責任の所在を明確にする必要がきわめて大事だということはおわかりました。これにつきまして政府に一つ要望したいと思つておるわけでございまして、いままで二回ほどわが国はこのようなハイジャック事件に遭遇いたしました。その二回とも幸いに無事に日本国民の生命を全部完全に守ることができたわけでございます。これはまことに結構なことでございます。しかし、その間に総理も所信表明の演説で申されましたように法治国であつたのでございまして、法秩序を破らなければならぬのでございまして、このことに対しては、政府はすでに超法規的措置であるとか、あるいは超法定法的措置とかいふことで態度、責任のあり方を表明しておられるようでございますけれども、やはり私はこのような心構えだけでは足りないような気がするわけでございます。一ころドイツのやり方と日本とのやり方についてはいろいろの批判がございまして、これはもちろん比べものにはなりません。国情も違いますし、それらに対する準備その他も違いますから、同じことが出来るはずはありません。ただ、結果的には両国において全部国民を無事にこれを守ることができました。結構なことでございます。ただし、さらにもう一つ結果としてドイツ国は世界的に全責任を持って政府が赤軍と対決をして、あくまでもこのハイジャック行為を防ぐという方針を明確にされましたし、日本は残念ながら強盗、殺人犯その他の、これらに関係のない者までを釈放して、世界に今後さらにパチル

スを広めるような傾向にもなったという事は結果だと思えます。こういうことに対しては、私はやはり一番大事なのは政府がどのような御判断とあるか、それは政府の判断でありますから結構であります、これに対処する場合には、日本の法的秩序は守らなければならない、並びにそのためには責任の所在を明確にすることが、並びに大それたものであると考へます。政府の責任の所在の一番の最後は総辞職であります。そのくらいまでの決意をされて法秩序を守ること、あるいは場合によっては日本の法秩序を破らなければならないかもしれない。あるいははいわゆる超法規的措置も必要であるかもしれない。しかし、それはそれとして解決を終わつた後において、やはりその政治的責任と申しますか、政府の責任を明確にすることが必要だと考へます。どうか今後はこのような方針のもとに、しっかりとハイジャック対策をお立てになることを心から希望いたします、私の質問を終わりたいと思ひます。

○寺田熊雄君 総理、御苦労さまです。実定法の解釈や運用に關しましては法務大臣もいらつしやいますし、有能な刑事局長もおられるわけですから、私はやはり今回のような措置の問題についてお尋ねをしたいわけではあります。

総理はダツカにおける今回の日航機ハイジャック事件につきまして、現在でも総理のおとりになりました措置が間違つていなかった、あれ以外にとるべき方法はなかった。そして法的にも間違つていなかったというお考えでございませうか。

○國務大臣(福田赳夫君) 今回のあの事件の処理といたしましては、幾ら考へましてもあれ以外に解決の正しい道はなかったのだ、このように思ひます。もちろん超実定法的措置というように言はなければならぬ、しかし、あの場の処置といたしましてはそれより道はなかった、このように考へておられます。

○寺田熊雄君 瀬戸山法務大臣と総理との間に

は、私は世界観的に見てかなり相違があるように思ひます。瀬戸山さんは法治国家を守ることがすべての国民の生命、財産を守ることであるから、法治国家の立場を守るのが原則だといふふうに、いままでこの国会で答弁していらつしやるのです。全体が個に優先するといふ超個人主義的な国家観がその根底にあるように私には思われるのです。総理の御説明はこれに反して法の尊厳、法治国家の立場を守るか、それとも個人としての国民の生命を守るか、そのいずれを重しとするかは、その事態に臨んで事件の態様に依りて判断すべきである、少なくとも超個人主義的な国家観ではないわけですね。総理も高等学校時代にデカンショ節を歌われたたのはやっぱりカントがその代表だと思ひます。超個人主義的な世界観、国家観といふものはヘーゲルにその代表を求め得られると思ひます。総理はそういう世界観的な相違についてはどうお考へでしようか。

○國務大臣(福田赳夫君) 私は、一人一人の個人、これは非常に尊厳なものと尊重せられなければならない、このように思ひます。しかし、同時に個人の尊厳が守られると、こういふためにはその集団の秩序がまた守られなければならない、このように考へるわけでありまして、人間は一人で生きるわけにはいかぬといふことを私は常々強調して居るのです。社会をなし国家をなし、そこで初めてその個々の人間といふものが成長していくのだと、そういうふうに申し上げておられますが、これは分けようとしても分けられない問題である、このように考へるわけではあります。

そこで、私はこの種のハイジャック問題、この処置に對しましては個々の人の生命の尊重、これも非常に大事なことである、同時に国家秩序といふものも、集団の規律、これもまた大事なことである、その両者が並立し得るようなそういう形の解決を目指さなければならぬ、このように考へるわけでありまして、そのために非常に大事なこと

は、現実の問題といたしますと、ああいう非人道的な事件が再発しないと、これは絶対に起こさないと、このための最大の措置を講ずることである、万全の措置を講ずることである、そういうふうに思ひます。

○寺田熊雄君 何かいまの国家観の問題、ちよつとはぐらかされたような感じがするのですが、西ドイツがルフトハンザ航空機のハイジャックに對してとつた措置は、私は完全に一つの冒険といひますが、かけであつたように思ひます。

かつてミュンヘンオリンピックのときは今度のように成功をしないかたつたわけですね。イスラエルの人間になつた九人ですか、選手団は全員が死亡したわけですね。これは明らかに超個人主義的な世界観に立つたものだと思ひます。無辜の生命といふものは、やはりこれは全体といふようなものになるのは当然だといふ考へ方に立たざるを得ないわけですね。ですから、西ドイツの場合は全く無辜な二人の生命、機長とシユライヤー氏の生命がそういう法治国家の立場といふもの犠牲になつて顧みられなかつたわけですね。

ところが、総理はしばしば国会で西ドイツのこの態度は非常な教訓になるというお答えをなさつていらつしやるわけですね。どういふ教訓を西ドイツの態度から学び取られたのでしようか。

○國務大臣(福田赳夫君) 一つは、西ドイツではいろいろなああいう種類の事件が起りました、そしてその事件に對する反省といひますか、そういうことからはいろいろ日本でももちろんやっております。やつておりますけれども、ドイツはドイツなりにいろいろな予防措置、またさらには事後措置、そういうものについていろいろ検討したと思ひます。そういう検討の結果、そういうことにつきましては何が国として最大にこれを学び取つておく必要があるか、このように考へます。また、とにかく、若干の犠牲者は出しましたけれども、しかし犯人を逮捕する、また同時に乗客、乗員のほとんど大部分を救出出すといふこ

とに成功したわけですね。そういうような点で、その是非は別といたしまして、どういふふうにしてそういうことができたのかといふような点につきましては、これはわが国としても前車の足跡といふような意味においてよく学んでおく必要があると。その他いろいろドイツの経験といふものはわが国としても、わが国が今後この種の問題にどういふふうに対処するかといふ上から学び取るべき問題が多々あると、かように存じます。

○寺田熊雄君 私は政治家はやはり哲学を持たなければいけないと思ひます。いま個人主義的な国家観、それから超個人主義的な国家観を総理にお尋ねしたわけなんですけれども、また、超個人的な国家観といふものもあると言われておられます。これは文化を個人や国家にさらに優先させる立場だと言われておられるのです。そのことに関して、御承知でしょうが、相対主義哲学の大家であるラトブルフですね。これが法律哲学の基本問題の中で非常におもしろい例を引いて居るのですが、それは一軒の家の中で、これがいま火事になつて燃えていると、その中に生けるみどりごと、それからラフアエロのかいたマドンナの像と二つあるときに、あなたはどちらを先に救出出すかといふ質問をして居るわけですね。それで超人格的な国家観をとる人は、私はちやうちよなくラフアエロの描いたマドンナの像を救出出すであらうといふ答をして居るのです。総理でしたらどういふ答をして居る。いづれを先に救出出すといふお立場なんですか。

○國務大臣(福田赳夫君) まあ、いろいろその環境条件、そういうものをよく承知しないと判断は下しにくい問題かと思ひますが、私はとにかくそういう際には人命を重しとするという考へ方をとりたいたいと思ひます。

○寺田熊雄君 私はかつてこの委員会で法務大臣にもお尋ねしたのですけれども、先般のような問題が起きたとき、政府はあらゆる情報を総合して、もしも政府がハイジャック犯人の要求を受

入れなければ犯人が無辜の乗客や乗務員を本當に殺すと、そういう判断がなされる場合には、犯人の要求が受け入れられる限りにおいては、たとえ法治国家の立場から見ても、実定法の許容する範囲をそれが逸脱しておつても、私は犯人の要求を受け入れて、個々の国民の命、生命というものを守るべきだというふうに信ずるのですが、総理、いかがでしょうか。

○国務大臣(福田赳夫君) あのとときは百五十名の乗員がおると、お客を含めましてそれだけの人が乗つておると、それが人質になつておると、私どもの判断ではそれらの全部の人が最終的には犠牲になるおそれがある、そういうふうを感じ取つたわけでありまして、そういう際にどうするかという判断でございますが、とにかく捜査当局が苦心惨たんして逮捕した人とか、あるいは凶悪犯人というレッテルが押されて服役中の者でありますとか、そういう人を釈放しなげやならぬ、これはもう忍びがたいところなんです。しかし百五十名の命が失われる、これは失われた命はもう取り返すことはできないのです。しかし釈放された非人道的な人々、こういう人はこれは釈放されてもこれからの努力で取り返すこと、逮捕し直すことができるかもしれない、そういうふうなことをいろいろ考えますと、まあ、あの際の判断をいたしましたは、一応犯人の要求を入れまして百五十名の人の命を救わなければならない、このように考えたわけでありまして、まあ、いろいろ見方もありましたようが、私としてはあれ以外に選択の道はなかつた、このように考えております。

○寺田熊雄君 私、もうこれで質問を終わりますけれども、総理のあの際の決断は誤つていなかったと思つて、ずいぶん、あの犯人たちの要求を入れることは総理としても非常に苦痛だったと思つて、またいろいろ超国家、超個人主義的な世界観を持った人々からは大変な非難を受けるところだと思つて、まあ、やはり総理はたとえそうした批判があつても、個人としての国民の生命を守るといふ立場を毅然として守つていた

だきたいと、これを要望して私の質問を終わります。

○中野明君 いま寺田委員から世界観を通して非常に高度な質問があつたわけですが、私は現実に戻しまして、今回のハイジャック事件が起こりまして、これはもう政府はもちろんのこと全国民が大変心配をいたしました。その結果、犯人の要求を入れられまして、既決、未決の犯罪者の釈放、これを国外に連れ出す、しかも日本赤軍に全然関係のない凶悪犯も含めて、その上に身のしろ金の六百万ドル、こういうことの要求に応じられたわけですが、この応じられるに至りました経緯といふますが、これは私どもこのように承知しておりますが、これは内閣が意思決定をして、そして法務大臣が直接指揮命令をして処置をされた、このように理解をしておりますが、それでよろしいですか。

○国務大臣(福田赳夫君) そのような御理解で結構と存じます。

○中野明君 そこで総理にお伺いしておきたいのですが、人質が全員帰国したことを見届け前法務大臣の福田さんは辞任をされました。この辞任の理由を総理はどう受け取つておられますか。

○国務大臣(福田赳夫君) 福田前法務大臣は今回の処置については全くこれは賛成をいたしております。この処置について不満であるとかそういうことは全然ございません。ただ、福田法務大臣は法をあずかる者といつたしまして、今回のような措置を取らなければならなかつたことはいかにも残念だ、こういうお気持ちでございます。まあ、処置としてはやむを得なかつたにいたしましたも、いかにしても残念なことをした、こういうお気持ちを表明したい、こういうことで私に對して辞意表明がなされ、私がこれを受理したと、こういうことでございます。

○中野明君 法を守るということについては私も総理も同じだろと思うのですが、その辞表を受理された総理の心境といふますが、改めてお伺い

をしておきたいのですが。

○国務大臣(福田赳夫君) 私は前大臣をかねがね尊敬しておりますが、さすがにやっぱり福田一君だなあと言つて、その敬服の念を新たにいたしました、このような感想でございます。

○中野明君 やはりこれは確かに私どもも今回の事件が一人の犠牲者も出さなく解決したということについてはそれなりの評価をして、非常に喜んでおります。しかし、ただ、いまの総理の心境をお聞きして、福田前法務大臣はやっぱりだなあという程度だったのでしょうか。やはりこれはもう一緒になつて悩んで、そして法務大臣がいわば今回の処置の全責任を一人でおやめになつたというふうなように私どもも受け取れる節があるわけですが、そのことについて総理が、その辞表を受理されるに当たつて、彼はやっぱりだつたなあというだけ、そんなものでしょうか。その辺も一度。

○国務大臣(福田赳夫君) 福田一法務大臣は、この事件処理には何の文句もないのです。これはもうやむを得なかつた措置である、こういう認識でありまして、でありますから、私はああいう措置をとつたことについて責任を負つてやめたものだ、こういうふうな理解はしております。しかし、ああいう立場にある法務大臣として、あのような措置をとらなければならなかつたこととは、かく残念だ、という、その残念な気持ちを表明する、そういうことだつたらうと、こういうふうなふうに思つて、私はそのうふうな福田法務大臣の心中を理解し、その辞表を受理すると、まあ、そういうことですが、この事件処理に当たりまして、思つて、非常に苦悩の一週間を続けたわけでありまして、その苦悩の気持ちにおきましては私も福田前大臣も全くこれは同様であつたと、このように考えます。

○中野明君 この問題はその辺にしておきますが、次に、先ほどから総理も絶対にこの種の非人道的な事故は起こさせないと非常な決意を持って今後に対処しようとなさつておられることは私どもも

非常に評価しておりますが、やはりこの種の犯罪が起つてしまつてからあわててはどうしようもありません。そこで、一度ならず二度までもこういう事件が起つたわけですので、やはり今回の事件の分析というものを必要はもう当然あります。その事件の分析をしながら、今後の対処ということは非常に大切なことですが、まず一番第一に、だれが考えても考えなげやならぬことは、今回の犯人がどこからどういふ方法で飛行機に乗り込んできたか、これが一番だろと思つて、最高責任者として総理はどのようにこれを分析しておられますか。

○国務大臣(福田赳夫君) これはもうお話のとおりでありまして、これからこのような事件が再発しなげやならぬ。そういうためには今回の事件は生々しい最近の事件でありますから、その事件の発端から経過、これをよく調べておく、ということはもう当然のことです。それらの点はいま検察、警察両当局において鋭意これを取り調べておられるという段階でございます。

○中野明君 総理はどの辺までお聞きになつておりますか、報告を受けておられますか。どこから乗つて、どういふ方法で入つたのだらうか、全然わからぬのですか。

○国務大臣(福田赳夫君) まあ、ある程度その発端、そういうことにつきましては検察、警察は情報をつかんでおると、こういうふうには私が見ておりますが、これを公にするといふことはまた外交上の機微な問題等もありましてなかなかむづかしい問題かと思つて、かなり突き進んだ検討、研究をしておるといふふうに御承知願ひます。

○中野明君 客観条件から見るとペンペイから乗つたのではないかと、やはり最高責任者の総理としてそういうことについては非常に神経を使つて状況をお聞きになつておられると思つて、全然中間報告もございませんか。

○国務大臣(福田赳夫君) 情報を得られたその都度承知しております。

○中野明君 警備局長、どうですか。
○政府委員(三井信君) 鋭意捜査をしておるところでございますが、一応の方向その他は総理がいまおっしゃいますように出ておりますけれども、確認するといえますか、確定するについてはまだいろいろの手段方法を講じなきゃならぬということでございます。

○中野明君 非常にこれは大切なことで、時間がたてばだんだん様子がわからなくなるのじゃないかという心配もありますが、ぜひこの原因は究明していただいて、そして二度と再びこういう事故を起こさせないということが、もうたびたび総理もおっしゃっているとおりです、私も同感であります。この点について、ぜひ原因の究明、それを徹底して行っていただきたいと要望をいたしておきます。

それから、今回の処置に当たりましては人命を守るため万やむを得ないという気持ちを総理はたびたび表明をなさっております。私も先ほどから申し上げておりますように、一人の犠牲者も出なかつたということについては非常に喜んでおりますが、反面、諸外国から日本は連合赤軍を輸出したと、こういう国際的な非難というものもこれは否めません。そういう点で、今回総理がこれを決断された背景には、人命を守ると、こういう基本、大前提があつたと、このように私どもも理解をしておりますけれども、こういうことはあつちやありませんが、将来こういう事件が起こつたとき——今回は恐らく人命を守るとともに、わが国の法秩序が、犯人の要求を入れることによつて根底から覆されることはないという判断があつたと思ひます。将来方が一こういうことが起こつたときに犯人の要求を入れるか入れないか、その判断の基準というものを総理はどこに置いておられるか。先ほどのお話をちよつと聞いていてどうか。今回は百数十名の人命という人の数にこだわっておられたような気もしたわけですが、たとえこれが人質が一人であつた場合、果たして犯人の要求を受け入れることをなさるのかどうか。あるいは

は何かそれに対して基準をお持ちになつておればこの機会に明らかにしておいていただきたい。

○国務大臣(福田赳夫君) 私は、しばしば申し上げておることでございますが、人の命もこれはもとより尊重しなげりやならぬ、同時に法治国家である法の尊厳、これも守り抜かなげりやならぬ、この両方が両立し得るような対処、これを考えることが正しい考え方である、このように考えているのです。どつちがどうというふうにあらかじめ予断をしておかるといふ考え方は私はよろしくない、両方相立つような施策を講ずると。そのためにはあらゆる努力をいたしまして、こういうような事犯が再発しないと、そういうむずかしい選択に迫られるというふうなそういうケースが起らない、このような体制を打ち立てることがこれが何よりも大事なことで、このように考えまして、その一部をいたしましてこの法律案の御審議をお願いしておると、こういうところでございませう。

○中野明君 終わります。

○橋本敦君 ハイジャック防止法の審議が総理にお越しいただきましたまいよ、よろしくということになっておりますけれども、この機会に、私は総理並びに政府の基本姿勢について一、二点お尋ねをしておきたいと思ひます。

まず第一は、このハイジャック防止法が可決されました、これによってハイジャックのよう凶悪な犯罪が絶滅されるということには必ずしもならないというご意見の一致をなさるところであります。したがって、今後、こういったハイジャックを含む非人道的な暴力の絶滅ということが重要な国民的な政治課題の一つになつておるわけですが、この点について、こういったハイジャックというふうな非人道的な凶悪なテロと暴力、これを生む温床が一体どこにあるのか。私は、その一つは、国内における内ゲバ事件を初めとして繰り返されてきたいろいろの過激派集団の暴力行為、こういったことにそのルーツなり温床なりがあると、こういう見方をした上で対処しなければ

ならないのではないかと、こう思ひますが、総理の御見解はいかがでしょうか。

○国務大臣(福田赳夫君) 極左暴力集団、これなんか国内においてかなりのいろいろな行動があつたというふうなことで、そういうようなことなんか今回の事件にかなり大きな影響、関連を持つておるのではないかと、これは私も全く御説のような感觸を持っております。

○橋本敦君 実際に過激暴力学生集団その他の動きを見ましても、たとえばプロ赤軍派という集団が六八年に動いておられます。この一味が七〇年の「よど号」日航ハイジャック事件を引き起こしたその一味に加わつておるといふような状況もあつた。さらに七二年にテルアビブ事件が発生いたしました。京都市中のトロッキストグループはこれを支持するといふ看板を出しておられます。そしてまた、今度のダッカハイジャック事件に關しても、警備当局が指摘をされております。京都市中では一九八〇年行動委員会と称するものが支持の看板を出し、あるいは赤軍はプロ革派なものが支持の看板を出して、こういった状況が学園の中でも実際にあるわけですね。こう考へてまいりますと、このハイジャックを根絶するといふ重要な一つの課題として、私は、大学における暴力集団の策動、彼らの不法な目的をテロと暴力によってほいほいましてしようとするこういった動きに対しての取り締まりなり、こういった動きを根絶するための施策、こういったことがいま一つはこの法案の成立と同時に急務ではないかと、私はこう思ひます。で、実際にいままさに大学の暴力問題というものは社会問題にまで私は発展しておると、こう見るのですが、たとえば全学連が調査をいたしました十一月十七日に発表した資料によりますと、驚くことに、いままさに全国の大学の施設が不法にこういった集団によって占拠されているのが八都道府県の中の十一大学、五十五カ所に及んでおるといふ、こういう発表があります。さらにもっとひどいのは、学内に施設を占拠してそこに鉄パイプ、竹ざおそ

の他、いわゆる用法によって凶器と化する、こういった彼らの武器が文字どおり出撃拠点、武器庫として蓄えられているような大学が十都道府県の十七大学、二十九カ所もある、こういった状況が報告されているわけですね。私も共産党は大学における暴力の根絶を重視して、過去二回実態調査も行い、世論を喚起し、運動を進めてまいりましたが、いままさにおこつた現状にある。この問題について、私は政府としては教育行政、大学行政そのものの重要な一環としてこれをなくしていくということに、積極的な施策に力を入れなければならぬ、こう思ひますが、総理のお考えはいかがでしょう。

○国務大臣(福田赳夫君) 国内における幾多の暴力事件、事犯の頻発、それから特に、橋本さん御指摘の学内の暴力事犯、事件、こういったものが私は今回のハイジャック事件、ああいうものと、これは直接であるか間接であるか、少なくとも間接をいたしまして深いかわりがあると、こういうふうに思ひます。法治国家を高らかに叫んでおるところのわが国といたしまして、場所がどこであろうと暴力がまかり通ると、そういうようなことは許されぬことであると、このように思ひますので、御指摘のような見解に沿つて取り締まりを強化してまいりたい、このように考へております。

○橋本敦君 取り締まりの強化という問題では、大学の自治という原則から警察権力の介入というのはいささかの制約と自制と慎重さが要する。しかし、一端発生したテロ行為については断固たる取り締まりが必要でありますし、警察当局もそういう方向で努力をしてみたい。しかし、一方、大学自体がこのような暴力テロ集団に対して毅然とした態度で学園から暴力を排除していくというところで、大学自体が臨んでいくという姿勢がいまだに私は弱いのではないかと。ある大学では、大学の中で教授会さえ開けない、どこかへ逃げるようにしてやらなければならぬ。まさに暴力の横行ほしいままです。こういう暴力は、それ自

体学園の自治を破壊するし、それ自体私は学問と民主主義の敵だと思つた。したがって、いま総理がおっしゃつたような方向で、政府の文教行政の一つとして大学が毅然たる態度でこういうテロ暴力学生集団に対処する、こういう方向を指導もししくは見解として強めてほしいと思つた。それが、いかがでしょうか。

○国務大臣(福田赳夫君) 学問の自由という問題もありますが、それとの調整を考えながら御指摘の点は私はいささかともだ、こういうふうには思いませんので、なお鋭意努力をいたします。

○橋本教君 次に、いわゆる日航のダブルチェックの問題について総理の見解をお伺いしたいのですが、日航は厳重な警戒体制、ハイジャックの危険作戦、これを徹底させるために総理も御存じのように、それぞれ海外の寄港地でダブルチェックを強化するという方向で鋭意諸外国と話し合ひ、交渉を進めて、また、日本の政府もその交渉を援助するという方向で進んでいられるようでありませう。

昨日の連合審査で運輸大臣は、この日航独自のダブルチェック検査体制、これが交渉の結果どうしても行えないようなことがあるならば、日航はその空港への寄港、これを取りやめる。そのかわりに相手の航空会社も日本への寄港はやめてもらおうという毅然たる相互主義の立場に立つて、この警戒体制強化という点は徹底してやりたいと、こういう所信を表明されました。私はハイジャックを防止し、人命の安全を守るという立場から、いわゆる日航の商業主義をこの際排して、もう一つ強力的な施策を遂行することがわが国の国際的な責任の一つでもあるかと思つた。この点について運輸大臣の見解がきのうそういうことでも示されておりますが、総理の御見解はいかがでしよう。

○国務大臣(福田赳夫君) ただいま運輸大臣の見解を御引用になりましたが、私もそのように考えます。運輸大臣のたゞいまお話の見解は、私もそれを支持する、このように御了承願います。

○橋本教君 それでは最後に一問、総理に伺いますが、ハイジャックの防止、これの根絶という問題につきましても、これは国民も心から怒りの中で願つておるし、関心を持っております。そしてまた、当面、政府の重大な施策の問題でもあります。同時に、私も共産党でもハイジャック防止対策委員会を設置をいたしまして要綱を発表し、この根絶のために努力をいたしております。

そこで総理に伺いたいのですが、今後このようなテロもしくはハイジャックの防止という体制をまさに大きな規模で進めていくために、政府が設置をされたハイジャック防止対策本部ですね、これは恒常的に設置をされるそうですが、この対策本部は要綱を発表されましたけれども、それを中心にして、各党のハイジャック防止対策委員会それぞれ設けておりますから、この責任者を対策本部それぞれ自身が近いうちに招請、集まって協議をして、まさにそういう合意と協議の中で根絶を期していくと、こういうことを早期に開き、必要に応じて継続的に持つていくと、こういうことで、まさに国民的な課題としてこういつたテロ、暴力の根絶に向けて進んでいくのがよいのではないかと、私はこう思いますが、対策本部長の官房長官がお越しになりませんが、総理の御見解を伺つて質問を終わります。

○国務大臣(福田赳夫君) ハイジャックのような非人道的な行為が再発されないような対策ですね、これは本当に国民の理解と協力がなければやつていけないと思つた。もちろん、政党内におきましてもこれはもう超党派的に考えなきゃならぬ問題だと、このように考えますので、政府の方にある対策本部ですね、これは各党とも十分連絡をいたし、御協力をいたして、なおこの対策が効果あるものになるというのを期してまいりたいと、かように考えます。

○円山雅也君 時間が非常に限られておりますので、単刀直入にお尋ねをいたします。このたびの改正案の中で、航空機の強取等の処罰に関する法律の第一条第二項に、いわゆる人質

強要罪を新設いたしました。これを犯すと無期または十年以上の懲役としております。ここまでは問題ないのをごいいますけれども、ところが、この法務委員会で質疑の結果からいいますと、法務大臣初め法務省当局のお考えでは、この今回の改正にとどまらずに、悪質な人質強要罪については死刑を盛り込みたい、しかもこの改正を次の国会までというふうな御意向がわかれるのをごいいますけれども、そこで総理に御質問いたしますが、総理も同様なお考えをお持ちなのか、つまり人質強要罪に死刑を加えるというお考えなのかどうか、まずその点をお伺いいたします。

○国務大臣(福田赳夫君) この問題は、まだそこまで私は考えが固まっておらないのです。これは両論がありまして、しかも両論ともそれぞれ十分な理由のある議論なんです。でありますので、政府内でも十分検討し、また皆さんの御意見も伺ひ、また法制審議会におきましても広く国民を代表する立場の御意見も伺ひすると、こういうふうな御意見をいたしまして結論を得たいと、かように考えております。

○円山雅也君 御承知のとおり、この罪は乗客などを人質にとつて何かを強要したと、もうそれだけで成立することになっております。そうしますと、この罪に仮に死刑を加えるといつたしますと、まず量刑の比較において大変不当な結果を招来するのではないかと、たとえ政府御当局が一生懸命になつて改正を進められておる刑法改正草案におきましても、たとえば飛行機を撃墜したり、爆破して乗客全員を死亡させても死刑は科さないで無期ということになっております。それからまた、改正草案の中では十ぐらいの罪が現行刑法で死刑に当たるものを除いておるといふ傾向にもございします。それからまた死刑がもし犯罪の抑止力、つまり後の再発を抑制する力があるのだというふうなお考えだとすれば、これは大変な間違いじゃないか、つまり、むしろ否定的見解の方が強いのではないかと、それからさらに死刑の廃止というのは世界的な動向でございしますし、日本の現在の裁判

所も死刑をなすたけ少なく言い渡そうとしておるし、先ほど申し上げた刑法改正草案だつてなくそうとしておる。そういうときに、そういう世界の動向からも日本の現実からも、そういう死刑を否定的に否定的にという動向のさなかに、なぜあの最も理性的であるはずの法務省の御当局がこれを何とか盛り込みたい、しかも急いで次の国会に提出したいというふうな御意向を漏らされるのか。それからさらに、御意向を漏らされるだけじゃなく、今度この改正が成立すれば、あと次の国会までたつた一カ月くらいしかありません。その短期間になぜまた二度の改正をしてまでも死刑を加えなさいやらないかと、非常に納得ができませんので、ごいいますけれども、これは理性的な判断のほかに、何か別の配慮と申しますか、考慮と申しますか、そんなものがあるのをごいいますか、ちよつとお尋ねをしたいと思います。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 死刑の問題は、これは世界的にも歴史的にも非常に議論のあるところごいいます。死刑を廃止しておる国もあるわけごいいます。これは国民感情あるいは犯罪の態様、与える影響、あらゆる問題を総合して判断すべき問題、人命を絶つ刑でありますから、慎重の上にも慎重を期して、それが必要であるかどうかを判断するべきもので、さような立場で検討いたしておるわけでごいいます。特別の何かあるか、そういうことは全然ございませぬ。

○円山雅也君 ぜひ、ひとつ死刑の盛り込みにつきましても、慎重に御審議の上、御検討いただきたいと思ひます。

要望いたしまして、終わります。

○委員(中尾辰義君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員(中尾辰義君) 御異議ないと認めます。

○委員(中尾辰義君) 委員の異動について御報告いたします。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

去る十八日、案納勝君が委員を辞任され、その補欠として安永英雄君が選任されました。また、本日、鳩山威一郎君及び藤田正明君が委員を辞任され、その補欠として林寛子君及び堀江正夫君が選任されました。

○委員長(中尾辰義君) それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御発言もないようです。これから、これより直ちに採決に入ります。

航空機強取等防止対策を強化するための関係法律の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中尾辰義君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

寺田君から発言を求められておりますので、これを許します。寺田君。

○寺田龍雄君 私はただいま可決されました航空機強取等防止対策を強化するための関係法律の一部を改正する法律案に対し自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党、日本共産党及び新自由クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

まず、案文を朗読いたします。

航空機強取等防止対策を強化するための関係法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に伴い、ハイジャック等非人道的暴力行為の絶滅のため必要なる諸般の行政措置を強化すべきであるが、特に次の諸事項について格段の努力をすべきである。

一、政府内部のハイジャック等非人道的暴力防止対策本部は、予想される非人道的暴力行為のすべてにわたり検討を行い、各府庁を指導して統一的な運営を図り、適切な予防措置を講ずるとともに、緊急事態に応じ迅速に対処し得る体制を整備すべきである。

二、この種暴力行為の絶滅のためには、警察、検察、運輸、外交等諸般の分野にわたる国際的相互協力を強化する必要があるが、国内における国際的協力体制を整備するとともに、各国に対しても積極的に協力体制整備を求めるとの努力をなすべきである。

三、ハイジャック防止に関する三国際条約に対し、未加盟国の加入を要請するとともに、今後、同条約の整備、改善並びに人質行為防止に関する国際条約の成立をめざして格段の努力をなすべきである。

四、逃亡犯罪人引渡し条約の締結国を拡大することについて、なお一層の努力をなすべきである。

五、国際刑事警察機構や在外公館、民間機関等の協力を得て、情報の収集を強化し、日本赤軍等過激派の捜査に特段の工夫をこらし、国外にあるすべてのハイジャック関係犯人の追及、逮捕、引渡し等についての成果を期すべきである。

六、国際的司法其助の強化に努め、国際的な協力を促進するとともに、これに伴う国内法の整備を検討すべきである。

七、機内持ち込み品の制限及び検査等に関する国際運送約款の安全管理条項の実施が国際的に見て、なお不十分な実情にかんがみ、各国に協力を要請して、すべての国際空港における右安全管理条項の完全実施を求め、もって、安全検査体制を強化すべきである。

この間、日航等が国の航空会社に対しては、ダブルチェックをはじめとする自主的防衛措置の整備に遺憾のないよう指導監督の徹底を図るべきである。

八、本法において加重された旅券発給制限については、その適用をハイジャック等非人道的暴力行為を行うおそれのある該当者を対象とするものとし、いやくも一般国民の渡航の自由を侵すことのないよう、その運用につき特段の留意をなすべきである。

九、過激派によるハイジャック事件のみならず、内閣バ事件や暴力団犯罪等国民生活の周辺に頻発する非人道的暴力行為に対する取締りの強化についてもこの際、検討を深めるべきである。

以上、以上の各般の措置を施行するに当たっては、一般国民の基本的な人権に不当な制限を与えることのないよう特に留意すべきである。右決議す。

○委員長(中尾辰義君) ただいま寺田君から提出されました附帯決議案を議題とし採決を行います。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中尾辰義君) 全会一致と認めます。よって、寺田君提出の附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し瀬戸山法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。瀬戸山法務大臣。

○國務大臣(瀬戸山三男君) 政府といたしましては、附帯決議の趣旨を尊重し、ハイジャック等非人道的暴力行為の絶滅を期するため、万全の措置を講ずることに全力を尽くす所存であります。

○委員長(中尾辰義君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中尾辰義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前十一時散会

十一月十八日本委員会に左の案件を付託された。
一、民法第七百五十条の改正に関する請願(第二二五六号)(第二二五七号)(第二二九五号)

(第二三〇六号)(第二五四〇号)(第二六一九号)

第二二五六号 昭和五十二年十一月八日受理

民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 東京都文京区千石二ノ三三ノ二ノ

二〇八 原俊信

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一三三五号と同じである。

第二二五七号 昭和五十二年十一月八日受理

民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 大阪府東大阪市吉松町一ノ五ノ一

八 北川貞夫外九名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第一三三五号と同じである。

第二二九五号 昭和五十二年十一月九日受理

民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 川崎市高津区鷺沼三ノ七 滝沢長

世 紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一三三五号と同じである。

第二三〇六号 昭和五十二年十一月九日受理

民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 東京都練馬区南田中四ノ一六ノ一

一 櫻井彩

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一三三五号と同じである。

第二五四〇号 昭和五十二年十一月十日受理

民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 東京都練馬区南田中四ノ一六ノ一

一 櫻井敦子

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一三三五号と同じである。

第二六一九号 昭和五十二年十一月十日受理

民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 東京都保谷市本町六ノ一七ノ六

植松芳江

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一三三五号と同じである。

十一月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、民法第七百五十条の改正に関する請願（第二七二二号）（第二七二七号）（第二九七五号）

一、民法第七百五十条の改正に関する請願（第二七七三号）

第二七二二号 昭和五十二年十一月十一日受理

民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 東京都練馬区南田中町四ノ一六ノ一

一 桜井誠

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一三三五号と同じである。

第二七七二七号 昭和五十二年十一月十一日受理

民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 東京都新宿区南元町一三ノ一本幸子

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一三三五号と同じである。

第二九七五号 昭和五十二年十一月十二日受理

民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 東京都練馬区南田中四ノ一六ノ二

○ 秀島任

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一三三五号と同じである。

第二七七三三号 昭和五十二年十一月十一日受理

民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 三重県津市藤方二、三〇四ノ二

森伸

紹介議員 斎藤 十朗君
この請願の趣旨は、第一三〇三三号と同じである。

昭和五十二年十二月九日印刷

昭和五十二年十二月十日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局